

報告 2

第 17 回欧洲評議会地方自治体会議報告書



全 国 知 事 会

欧州評議会地方自治体会議における 西川福井県知事の講演等について

【経緯及び日程】

欧州評議会（本部 ブрюッセル）から外務省を通じ、全国知事会に対し、欧州評議会の諮問機関である地方自治体会議の第17回会合への招聘（講演依頼）があり、全国知事会を代表して、西川一誠福井県知事がリージョナル院の会議に出席し、講演を行いました。

なお、同会合への知事の招聘は佐藤福島県知事（平成18年）、古田岐阜県知事（平成19年）、荒井奈良県知事（平成20年）に続き、今回で4回目となります。

◆期 日 平成21年10月15日（木）午前10時15分（現地時間）

◆場 所 欧州評議会本会議場

◆演 題 「日本の地方自治の現状、課題および展望」

※講演終了後、欧州評議会のミカレフ・ローカル院議長兼地方自治体会議議長代行ならびにスフィルロアガ・リージョナル院議長への表敬訪問（ボーネル地方自治体会議事務局長同席）を行った。

【西川福井県知事講演】

（はじめに）

— スフィルロアガ議長による知事紹介に続き —

皆さん、おはようございます。ご紹介いただきました福井県知事の西川一誠です。

リージョナル院議長、議員の皆様、ご参集の皆様、本日は欧州評議会地方自治体会議にお招きいただき、感謝申し上げます。

47の都道府県が日本にありますが、知事で構成する全国知事会を代表して、日本の地方行政、地方分権の動向に関する講演の機会をいただいたことは、大

変光栄なことであります、大きな喜びであります。

これまで、福島県の佐藤知事、岐阜県の古田知事、奈良県の荒井知事がこの場に招かれ、日本の地方自治や地方分権改革の動向についてスピーチを行いました。本日は3人の知事のスピーチ、日本国内における新しい政治動向などを踏まえ、日本のこれから的地方自治を展望してまいります。

のちほど、福井県の状況もお話をいたしますが、福井県には小浜（おばま）という市があります。アメリカの大統領選挙の際、ボランティアで（オバマ大統領を）応援したところであります。それから、眼鏡の産地であります、ペイリン前アラスカ州知事が使っておられた眼鏡は福井県で作られた眼鏡であります、国内の9割以上の眼鏡を福井県が製造しております。

さて、日本では、8月末の衆議院の総選挙の結果、新たに鳩山内閣が誕生しました。1955年の結党以来第一党であった自由民主党がその地位を失い、新たに民主党政権が誕生しました。民主党は選挙前の115議席を308議席に増やすという大勝でした。このことは、ここヨーロッパでも報道されたようです。例えば、フランスの新聞「ル・モンド（Le Monde）」は、今回の選挙結果について、「日本は半世紀の自由主義政権の後、中道左派に転換する」という趣旨の記事を掲載したと聞いております。

実は、自民党が政権を失ったのは初めてではありません。1993年に短い期間でありましたが、10ヶ月間だけ政権を失っております。今度が二度目の経験であります。ドイツの哲学者フリードリヒ・ヘーゲル（1770-1831年）は『歴史哲学』の中で、「歴史的事件は、一度目は偶然と受け止められ、二度起こって初めて現実となる」と書いております。

国民も、今回の選挙結果で自民党の敗北を現実のものと受け止めたようです。民主党がこれほどの議席を獲得したことに対する驚きの声や、細部分で不安を口にする者もいますが、政権の交代そのものについては、全体として平静、好意的に受け止められているのではないかと思っております。

さて、新しい政権でありますが、「中央主権（control of central government）から地域主権（initiative of local government）へ」をマニフェスト（政権公約）に掲げました。これまで「地方分権」（decentralization）という言葉が使われてきましたが、選挙のスローガンとは言え、これまでより一歩踏み込んだ表現となっているものと考えます。

新しい政権が掲げる、いわゆる「地域主権」はまだ具体的にはなっておりません。それはどのようなものであるべきか、日本の地方自治の現状と課題、そ

して展望について、短い時間ではありますが、これから私見を申し上げます。

(日本の地方分権論の特徴)

日本の地方分権の議論には長い歴史と幾度かの高まりがあるのですが、今日に至る地方分権論は1993年に始まっております。

日本の地方分権論は二つの政治的な意図を持っています。一つは、市民に身近な自らの問題は自治体が解決すべきであるという理念です。これは、ヨーロッパでは補完性の原理 (the subsidiarity principle) とか近接性の原理 (the proximity principle) といわれる考え方に基づくもので、皆さんにも馴染みのあるものです。

もう一つは、いわば隠されたといいましょうか、無意識的なといいましょうか、そういう意図を持ったものであります。それは中央政府の様々な負担を軽くするために、国が今や重荷と感じるようになった面倒な仕事や過剰な人員を地方に移していくという傾向です。

地方分権が後者の意図を持たされるようになった背景には、ソ連が崩壊し、冷戦が終結したことにより、国際政治や国際経済がそれ以前に比べて格段に複雑化したことがあります。中央政府が、これらを国際問題として解決しなければならないと意識し始めたのです。

時を同じくして、少子・高齢化など国内問題も顕在化し始め、メディアが大きく取り上げるようになりました。日本の人口であります。ソ連が崩壊する前年、1990年に日本の出生率は1.57という歴史的な低水準に落ち込み、「1.57ショック」という言葉が流行しました。社会保障の持続性、介護の問題が議論されました。また、中央政府と地方自治体が協力して解決能力を高めることが議論されるようになりました。

こうした中で、1995年に出された国の地方分権の包括的な報告書に次のように書いてあります。「国の負担を軽減し、機能を強化するため地方分権が不可避である」とはっきりと書いてあります。しかし、不思議なことではあります。その当時、この考え方について国民はほとんど注目しなかったのです。

(日本の地方分権論の課題)

さて、次に、日本の地方分権論の課題を申し上げます。

このように日本では、地方分権に「国家の仕事の軽減」と「住民への近接」

という二つの役割が期待されるのであります、このため、日本の地方分権の議論は、時々混乱を起こすことがあります。

1990年代以降、日本においてはおそらくEU以上に地方分権が熱心に議論されました、残念なことに、分権と本来関係のない議論まで分権の問題とされる傾向があります。それは今申し上げたような背景があるように思います。

その最も極端な例が「道州制」です。日本では、国の経済を強くするために、道州を設置して経済的規制の権限や課税権を移譲すべきであり、これこそが地方分権であるというおかしな議論が主張され、経済人などに広く受け入れられています。「究極の地方分権は道州制である」というスローガンさえあるのです。

また、日本では「三位一体の改革(trinity reform)」、これは、皆さんのキリスト教の世界では、地方自治にこのような表現があるのは非常におもしろいことと感じられるかも知れませんが、「地方への税源移譲」、「補助金(subsidy)の削減」、「地方交付税(local allocation tax)の減額」の三つを一体的に行うことによって地方分権が進むというのがこの理論がありました。

その改革の考え方は間違っているわけではないのですが、結果は逆になりました。結局、地方に移譲された税源よりも、削減された地方交付税や補助金の方が何兆円も大きいという結果になったのです。

日本の国の財政がますます厳しくなっているここ数年、地方分権の議論は度々、国の負担を軽くするという隠れた意図に結果として利用されている部分があるように思います。

今回の新政権は、「地域主権」を掲げております。国のために地方を利用しようという直接的な意図はないと思いますが、よく考えて事に当たらなければ、結局同じ道を進んでしまうのではないかとの懸念があるのであります。

(新しい仕組みの必要性)

地方分権は、市民に近いところで政治の決定を行うために、国から地方に権限を移すものです。これは財政的に見ると、豊かな都市の財源を田舎に配分することです。

新しい政権は、小選挙区により、都市部で圧倒的な議席を獲得しました。都市に大きな基盤を持つ新しい政権にこのような分権がどのように実現できるのかというのが問題になります。

本来、都市と田舎は相互依存の関係にあります。これは、水や電気、食糧、人材などを田舎から都市に供給していることからもわかります。わが福井県に

は15基の原子力プラントがありますが、これは京都、大阪などの大都市の電力のほとんどを供給しているのです。田舎の活力の創造につながる道路や産業など大規模なインフラ整備を、国が責任を持って実行していくという国土政策が見えない中で、公共事業の削減などということが新政権で考えられているわけですが、一律的にいろんなことをやりますと、田舎の発言権が制限されることになります。

私は、全国知事会の憲法問題特別委員会の委員長を務めていますが、人口比率とは異なる原則に基づき、各州からの議員が法案を審議する、例えばドイツの連邦参議院（Bundesrat）という制度は、小選挙区制の欠点を補う、学ぶべき点が多い仕組みと考えています。

（制度を動かす精神）

日本における地方分権のこのような苦い経験、すなわち、政策の表面的な意図に対し逆の結果を招いてしまったというようなことを考えますと、システムをどれだけ精緻にしても、結局はそれを動かす自治の善し悪し、存否がしっかりとしないと逆の結果になると思います。

18世紀、江戸時代でありますと、日本の儒学者 荻生徂徠（おぎゅうそらい 1666－1728年）は、『政談』（theory of politics）—これは日本におけるアリストテレスの『政治学』のようなもの—の中で、「仕事は人と仕組みで成り立っている。仕組みが良くても人に気持ちがなければ仕事は進まない」と言っています。

冷戦が終結し、人々を縛るイデオロギーが薄れた今こそ、自治の重要性が高まっていると私は思います。日本における地方分権を進めるためには—そしてこれはどの国でも同じでしょうが—制度の改革とともに、制度を動かす精神が重要であります。

（マニフェスト）

さて、日本においてわれわれ知事は直接公選制で4年間の任期があります。地方分権の制度改革と時期を同じくして、地方政治にマニフェストが導入され始めました。2003年統一地方選挙における「ローカル・マニフェスト」が最初のもので、私もその最初の知事であります。2003年のこの選挙に出馬し、有権者に訴えました。そして2年前、二回目の選挙でも同様のことを行いました。

日本におけるマニフェストは地方自治体が先に行ったもので、今回は国の選挙で最初に具体化したものになるかと思います。いわば、ローカル・マニフェ

ストは、国政よりも 1 コーナー先を進んでいると私は思います。

(ふるさと納税)

さて、昨年の春には地方からの発信といいましょうか、「ふるさと納税」と呼ばれる制度が新たに導入されました。これは、私の提案が国の制度に取り上げられたものです。その仕組みは、生まれ故郷だけに限らず、かつて住んでいた街、あるいは憧れの街など、納税者一人ひとりが選んだ「ふるさと」に対し、現在住んでいる街の地方所得税の 1 割を寄付できるというもので、地方からの発想が具体化したものであります。

(終わりに～福井県の紹介)

最後に、福井県についてご紹介したいと思います。

先ほど、アメリカ大統領選挙に際してのボランティア活動の小浜市、あるいはペイリン氏の眼鏡のお話をいたしましたが、私は趣味で俳句というものをやります。いわば日本の短い詩であります。これは、自分たちが住んでいる街や自然を詩のかたちで讃め称え、自慢をすることでもあります。

これから的地方自治は、自らの街を自慢し、政策をより良くしていく中で自治体同士が競争をし、国がそれを応援するというようなかたちになっていく必要があると考えます。

福井県は日本列島のほぼ真ん中に位置しており、小規模な県であります。

20世紀の初めには、東京とモスクワ、ベルリン、パリを結ぶ「欧亜国際連絡列車」が走っていましたが、それまでは日本からパリまで海路で約 40 日もかかりましたが、「欧亜国際連絡列車」は福井県の敦賀という日本海の港からウラジオストックを経由する新しいルートで第二次大戦前に開かれたわけあります。

敦賀港には、当時のエピソードが数多く残っています。ロシア革命によりシベリアに取り残されたポーランドの孤児たち、また、ナチスに追われリトニアからシベリア鉄道経由で逃れてきたユダヤ人が上陸したのが敦賀の港だったのです。敦賀港は彼らから「人道の港」とか「ヘブンの港」などと言われました。

福井県の規模は決して大きくありませんが、日本では全国の子どもたちの共通学力テストというものが実施されておりますが、日本一学力の高い県でした。

ます。また、頭だけではなく、体力テストというものもありますが、これも日本一の県です。その他、平均寿命、女性の社会進出率、世帯当たりの貯蓄率、住宅の広さ、車やテレビの所有台数が日本一の不思議な県であります。

例えは、ベネルクスは規模はそれほど大きくありませんが、生活水準が非常に高い国々です。私は、「福井県を日本のベネルクスにしよう」と職員や県民に訴えています。そのため、経済的な豊かさだけではない、希望の指数やQOC (quality of community) など、豊かさの新しい基準を作り、それを高めていくための政策を進めております。

先日、フランスのサルコジ大統領が新しい豊かさの統計指標を作ったという新聞記事が日本でも紹介されました。早速、報告書の概要を読みましたが、大変示唆に富るものでした。

新しい鳩山内閣は、「2020年の温室効果ガス排出量を1990年比で25%減らす」との新しい環境目標を掲げております。さきほど申し上げましたが、福井県には高速増殖炉を含む多くの種類の原子力発電所が15基、これはローヌ・アルプにある発電所と同じ数でありまして、日本の原子力発電電力量の約3分の1をわが福井県が供給しております。

来年6月には、APECエネルギー大臣会合が福井県で開催されますが、この機会に、アジア又はヨーロッパと協力しながら人材育成などに努めていきたいと思います。

福井県は人材輩出県であります。最後に申し上げますが、1500年前、今の天皇の先祖に当たります繼体天皇はわが福井県で誕生された方です。また、近代日本の新しい憲法である「五箇条の御誓文」を草案した由利公正というのが江戸時代の福井藩出身となっております。また、江戸時代の近松門左衛門、これは日本のシェークスピアといわれる文楽、歌舞伎の有名な脚本家ですが、福井県の出身です。その他、最近はヨーロッパでも和食、日本食が人気のようですが、お寿司などの材料になるコシヒカリという米、日本のほとんどの米がこの品種であります、これは福井県の農業試験場で発明されたものです。

また、恐竜化石の宝庫でもあります、世界最大規模の恐竜博物館もあります。いろいろ福井県を自ら誉めて恐縮でしたが、われわれ、それぞれ皆さんの地域をきちんと誇りを持ちながら地域を良くして、そしてヨーロッパ全体も中央集権にならずに地方分権を進めていっていただきたいと思っております。今日は短い時間でしたが、お時間をいただき、ご静聴ありがとうございました。

－質疑応答概要－

◆ ハンガリー代表

ハンガリーでは日本が非常に尊敬されているが、経済に関して、(第二次世界大戦後の)アメリカの占領後、どのようにして日本は経済復興の方策を生み出したのか。

◆ イタリア代表

日本における地方分権の状況について話を聞かせていただく良い機会であった。地方分権の良い点と悪い点を述べられた。地方分権は地方の民主化のために必要であり、また、一般市民の参加が地方分権化には必要だということだ。女性の代表化について質問させていただきたい。何人くらいの女性や若者が政治における重要な役職に就かれているのか。

◆ オーストリア代表

私は15年間、この議会のメンバーであり、議長も務めたことがあるので、日本の状況については少しあはわかっているつもりだ。地方分権化に関して、様々な努力がなされていることや、市民が参加していることを聞いている。欧州評議会としては、共通の法的な枠組みを達成しようとしており、肯定的な兆候が見えはじめている。8月には潘基文国連事務総長と話をする機会があり、潘基文氏も興味を示された。地方自治に関する憲章・・日本はオブザーバーのステータスがあるが、われわれに対して支援いただけだと助かる。この地方分権化の動きを、欧州や日本だけではなく、アメリカなどにも広げていくことができると思う。

◆西川福井県知事

・ハンガリー代表からの質問について

日本の戦後の成長あるいは成功は、日本人の技術力、教育力、勤勉さというものを背景に、政治的にはあまり格差のない中間層を厚く育てていくという政策がとられてきたことがひとつの要因と考える。世界環境的には、あまり防衛等に大きな負担がない中で、経済的な発展を遂げることができたというように思う。しかし、ここ20年来、状況が変わりつつあるので、新たなシステムに移行しなければならない。必ず日本人としては、新しい環境の中で、教育や技術を今一度次の経済の段階にセットして、次なる発展を目指すということが課題であり、特にヨーロッパとの関係や、さらに発展するであろうアジア諸国への様々な協力・支援というものが課題になるものと考える。そして、地方自治制度、デモクラシーを、特にアジアの地域に広めることも重要な使命かと思っている。

・イタリア代表からの質問について

福井県の例だが、女性の共働き率というのは非常に高いが、女性のリーダーとか地方議会の議員とかは全都道府県の中ではそれほど多くない。やはり大都市が多いと思う。しかし、私の家庭を例にとってもそうであるが、実権、あるいは実力を持っているのは女性であって、陰で様々な判断を下すというのは女性のパワーであり、決断力であり、勇気というものがあるよう思える。ただ、これも家に閉じこもっているばかりではだめで、私は、「女性の元気は福井の元気」というスローガンをマニフェストに掲げており、女性のパワーを顕在化して、これから地方自治、「女性活躍会議」というような会も持っているが、そういったようなことが私の考え方であり、全国の知事も同じような同じような考え方をお持ちかと思う。

・オーストリア代表からの質問について

自治憲章や憲法のご質問だったと思うが、私は、全国知事会で憲法問題特別委員会の委員長をしているが、まだ、憲法の改正論議には至っておらない。日本国憲法はまだ一度も改正されたことがなく、主に防衛、地方自治、環境権等の新たな権限の問題の三つのテーマが議論されているが、今回の衆議院選挙でも憲法改正の動きはまだない。しかし、現憲法の下での地方自治法は戦後作られたが、自治とは何かについては「住民自治」と「団体自治」と説明されているが、その中身が抽象的であるので、新政権の中の議論でも、より具体化するというか・・自治憲章あるいは地方自治法の改正かも知れないが・・こういう議論が始まっているものの、憲法の論議までには至っていない。憲法上の地方自治の保障がないと、多くの法律が作られても、やはりそこに自治の精神が十分に生かされないのではないかと思っている。

【両院議長への表敬訪問の概要】

◆ ミカレフ・ローカル院議長兼地方自治体会議議長代行

本日は、西川知事を欧州評議会にお迎えでき、大変うれしく思っている。今回お迎えた地方自治体会議は欧州評議会の組織の一部ではあるが、われわれの貢献というものを世界に発信していくかなくてはならないと考えている。ご出席にあらためて感謝申し上げたい。

◆ 西川福井県知事

このような機会をえていただいたことに、感謝申し上げる。私が伝えたいことはスピーチで申し上げているので、その他のことをお話したいと思う。

日本の場合は、皆さん方のようなシステムで地方自治あるいは国との関係が成り立っていない。知事、市町村長、議長ごとの組織があって、全体ではまとまっているが、実際は六つの団体がそれぞれ活動を行っている。実際、全体をリードしているのが、知事の集まりである全国知事会である。

ここに向かう直前、全国の知事が夜に緊急に集まって新政権に向けていかに対応するかについて、東京で約3時間会議を開いた。スピーチでも申し上げたが、日本の自治体側が漠然と感じているのは、期待と不安が混在していることだ。このようなときに重要なことは、国の政策に自治体の期待や不安といったものが解決されるようなシステムを構築することだ。知事会議で私は三つの提案をしており、一つは新政権と知事が個別のテーマについて直接協議をする機会を得ること、二つは国と地方の知事全体が協議をするシステムをつくること—これは今後、具体的なシステムができるものと思う。三つは国会で地方自治を尊重した議論を行うことである。

日本の場合は二院制で、衆議院と参議院があり、性質が似通っていて、同じようなことをやっており、ヨーロッパの国々とはやや違う。欧洲評議会のメンバーも国によって国と自治体に関する制度が様々だと思うが、ボーナル事務局長の報告にあるドイツの連邦参議院は大変参考になった。今回は、短い時間ではあったが、ヨーロッパの各自治体の協議のシステムなど、大変勉強になったので、日本で全国知事会に報告申し上げたい。

◆ ミカレフ・ローカル院議長兼地方自治体会議議長代行

確かに地方自治体の機能に多様性があるのは現実だと思うが、ただし、いくつか原則があり、われわれ地方自治体会議の役割は、それぞれのメンバーで原則というものが実施されているのかどうか監視することだ。いわゆる地方自治に関する欧洲憲章というものがあるが、これは国連の地方分権化をも彷彿とさせるものだ。日本でも中央政府と地方との関係に関する原則というものができるのではないか。このような指針、ルールの適用というのが非常に重要になる。だが、経験から言うと、実際にそういった指針などを適用させるのは簡単ではない。往々にして国あるいは中央政府は地方をコントロールしたいものだ。中央政府を選んだ国民が地方政府も選んでいるのだから、そういったメッセージを国に発し続けることが重要であり、責任がある。

距離的には日本と欧州は遠く離れているが、心では近いところにあるので、地方自治体にかかわる様々な問題に一緒に取り組んでいくことができると思う。日本であろうと

欧洲であろうと、気候変動など共通の問題があると思う。朝のセッションでも話があつたが、家庭内暴力、気候変動等様々な文書の採択があった。我々の会議ができるることは、このような問題の解決のための様々な専門知識を提供することだ。

◆ スフィルロアガ・リージョナル院議長

本日のスピーチに感謝している。既に何回か他の知事の話を聞かせていただいているが、今日の発言でより日本のシステムを知ることができたので、これからは、できるだけ、リージョナル間の各国ということでも協力をさせていただければと考えている。

◆ ボーネル地方自治体会議事務局長

ミカレフ議長の話にあった将来的な協力に関してだが、欧州評議会と日本は深い絆がある、クレアを通じて日本の自治体に関する情報を得ているが、全国知事会などの地方自治体の協会等とより直接的にリンクすることが必要ではないかと思う。そのアイテムの一つとして、地方自治体会議で日本にオブザーバーの地位を与えるということがあり、帰国された際に必要かどうかについて検討されたい。もし、オブザーバーになれば、年1回の招聘ではなく、毎日のように定期的に協力をしていくことになろうかと思う。

◆ 西川福井県知事

それは地方（首長）ではなくて議会ということですね。遠いが、お互いの関心の水準は同じくらいと思うので、何らかの（情報交換の）コネクションはできると思う。

◆ ミカレフ・ローカル院議長兼地方自治体会議議長代行

確かに今日の技術の進歩をもってすれば、そのような情報交換も比較的簡単にできると思う。例えば、ポータルを通じて、地方自治体会議で採択された勧告などをダウンロードすることはでき、著作権もないでの、是非使っていただき、実行に移していただければ幸いである。

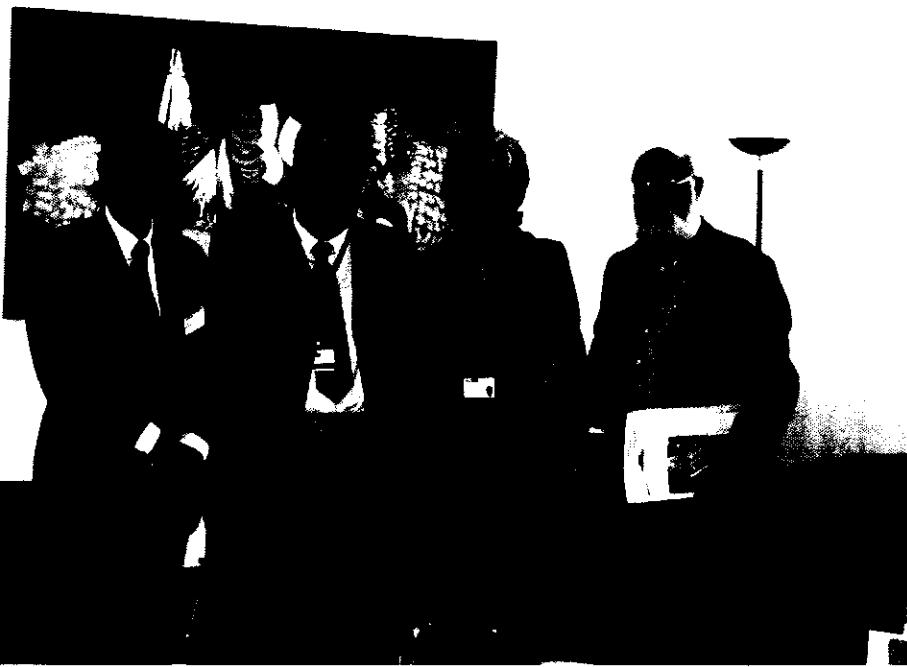
だからといって、人と人とが会う機会をなくすことは良くないので、地方自治体会議と日本がより近い関係でありたいと思うので、全国知事会に来ていただく必要がある場合には、是非、招待させていただきたい。今日はありがとうございました。

◆ 西川福井県知事

こちらこそ、ありがとうございました。

NGRESS
SjOn
NGRES

ngress
n
n



左から西川福井県知事、ミカレフ地方自治体会議議長代行兼ローカル院議長、スフィル
ロアガ地方自治体会議リージョナル院議長、ボーネル地方自治体会議事務局長

欧州評議会の概要

平成21年10月
在ストラスブール日本国総領事館

1. 設立の経緯、加盟国

- ・1949年、民主主義、人権、法の支配といった共通の価値の実現に向けた加盟国間の協調の拡大を目的としてストラスブールに設立。
- ・現在の加盟国は、EU27か国に旧ユーゴ諸国、ロシア、ウクライナ等を含め47か国。眞の意味での汎欧州機関。

2. 主な組織

(1) 閣僚委員会（意思決定機関）：

各加盟国の外相によって構成され、年1回会合。各国常駐大使による閣僚代理会合は原則毎週開催。

(2) 議員会議（諮問機関）：

- ・各加盟国の国会議員代表団によって構成され、定数318。年4回の本会議（各会期1週間）のほか、10の一般委員会等を通じて活動。
- ・主に、閣僚委員会及び加盟国への勧告及び意見、新規加盟国の加盟時の誓約の遵守状況の監視等を行う。

(3) 地方自治体会議（諮問機関）：

地方レベルにおける民主化強化を目的とする、閣僚委員会及び議員会議の諮問機関。各国地方代表議員で構成される。定数318。年2回総会（各会期3日）を開催。ローカル院及びリージョナル院の二院制。

(4) 欧州人権裁判所：

歐州人権条約に基づき、加盟国による人権侵害を監視。裁判官は、右条約締約国が提出した名簿に基づき議員会議で選出される（任期6年）。

(5) 事務局：

加盟各国出身の職員約1800人が常勤。2009年の予算規模は約2億8万6千ユーロ（約388億円）。今会期の議員会議において新事務総長（任期5年）を選出予定。

3. 主たる業績等

(1) スタンダード・セッター：

- ・200本を超す多数国間条約を作成し幅広い分野で全欧州のスタンダードを設定。

(2) 各種支援プログラムの策定・実施

地方自治体の民主的機能の強化や地方分権等の支援のためのプログラムを策定・実施する。

(3) 選挙監視団の派遣

モンテネグロ住民投票、ベラルーシ、ウクライナ等、南東欧諸国やCIS諸国の選挙を中心に監視団を派遣。

4. 課題

- ・地域間協力の構築に向けCLRAEが主導する各種プロジェクトの推進
- ・CLRAEとEU地域委員会の活動範囲の棲み分け及び協力関係の構築
- ・州レベルの地方自治に関する欧州憲章の策定
- ・日本等域外との関係強化

5. 日本からの地方自治体関係者の訪問

1999年 3月：土屋埼玉県知事、松本自治事務次官及び新堂大宮市長等が
シェナールCLRAE議長と会談

1999年11月：CLRAEミニセッションにおいて「日本における地方分
権の進展」が議題となり、自治省地方分権推進室長が自治事
務次官の代理として出席・スピーチ

2000年 5月：二橋自治事務次官来訪

2000年 9月：秋元全国市長会事務総長来訪

2000年11月：紀内全国知事会事務総長来訪

2006年 5月：総会にて、佐藤福島県知事（全国知事会副会長）が「日本
の地域化の現状」について講演

2007年 5月：菅総務大臣が欧州の地方分権の現状等について、ディビス
事務総長及びボーネルCLRAE事務局長と会談

2007年5～6月：総会にて、古田岐阜県知事及び石川稲城市長（東京都）
が日本の地方自治について講演（それぞれ全国知事会及び全
国市長会の代表として来訪）

2008年 5月：総会にて、荒井奈良県知事、倉田池田市長（大阪府）が日
本の地方自治について講演

欧洲評議会地方自治体会議（C L R A E）について

平成 21 年 10 月
在ストラスブル日本国総領事館

1. 概要

欧洲評議会の一機関であり、47 加盟国の20万自治体を代表して318名の自治体関係者（首長、地方議會議員等）が会議に参加する。

閣僚委員会及び議員会議の諮問機関として、①欧洲統合の理想実現への地方自治体の参加に向けた取組み、②地方自治促進のための提案、③地方自治体間協力の促進、④地方自治関連団体との協力、のための活動を行う。また、この目的に資するため、年2回の総会（3月、10月）に加え、各種会合・セミナー等が行われている。

1957年、「欧洲地方自治体会合」として欧洲評議会内に発足した後（常設化は62年）、94年に二院制の「欧洲地方自治体会議」に改組され、諮問機関としての役割を付与された（2007年の定款見直しにより現名称に変更）。

なお、日本の（財）自治体国際化協会（C L A I R）がオブザーバーとしてC L R A Eの活動に参加している。

2. 構成

C L R A Eは、ローカル院及びリージョナル院の二院で構成される。各加盟国の代表団員は、出身自治体の性格に応じていずれかの院に所属する。

現在のC L R A E議長はミルドン氏（トルコ）だが、病気療養中のため、ミカレフ・ローカル院議長（マルタ）が代行している。リージョナル院はスフィルロアガ議長（ルーマニア）。

3. 主な活動

（1）加盟国の地方自治に関する監視及び勧告等

加盟国の地方自治の状況等の分析や監視を行うとともに、その結果に基づき勧告等を行う。

(2) 各種支援プログラムの策定・実施

地方自治体の民主的機能の強化や地方分権等の支援のためのプログラムを策定・実施する。

(3) 選挙監視団の派遣

モンテネグロ住民投票、ベラルーシ、ウクライナ等、南東欧諸国やC I S諸国の選挙を中心に監視団を派遣。

4. 課題

- ・地域間協力の構築に向けCLRAEが主導する各種プロジェクトの推進
- ・CLRAEとEU地域委員会の活動範囲の棲み分け及び協力関係の構築
- ・州レベルの地方自治に関する欧州憲章の策定
- ・日本等域外との関係強化

5. 日本からの地方自治体関係者の訪問

1999年 3月：土屋埼玉県知事、松本自治事務次官及び新堂大宮市長等が
シェナールCLRAE議長と会談

1999年11月：CLRAEミニセッションにおいて「日本における地方分
権の進展」が議題となり、自治省地方分権推進室長が自治事
務次官の代理として出席・スピーチ

2000年 5月：二橋自治事務次官来訪

2000年 9月：秋元全国市長会事務総長来訪

2000年11月：紀内全国知事会事務総長来訪

2006年 5月：総会にて、佐藤福島県知事（全国知事会副会長）が「日本
の地域化の現状」について講演

2007年 5月：菅総務大臣が欧州の地方分権の現状等について、ディビス
事務総長及びボーネルCLRAE事務局長と会談

2007年5～6月：総会にて、古田岐阜県知事及び石川稲城市長（東京都）
が日本の地方自治について講演（それぞれ全国知事会及び全
国市長会の代表として来訪）

2008年 5月：総会にて、荒井奈良県知事、倉田池田市長（大阪府）が日
本の地方自治について講演

歐州評議会(Council of Europe)の仕組み(概念図)

